

福島県土木部数量総括表作成要領 新旧対照表

改正内容	新	旧
<p>要領名</p> <p>制定日、最終改正日の改正</p>	<p style="text-align: center;">福島県土木部数量総括表作成要領</p> <p style="text-align: center;">(制定平成 25 年 3 月 27 日技術管理課長通知、<u>平成 27 年 10 月 1 日最終改正</u>)</p> <p>1 背景と目的</p> <p>土木設計については、各種設計検討資料・図面・設計数量等を業務成果として求めているところであるが、設計数量のまとめ方については受託者・設計者によるバラツキが大きく、監督員による設計数量精査作業や工事発注作業に支障をきたしている。</p> <p>また、工種・工法を採用するにあたり、施工現場での適合性の確認が不十分であるため施工時に支障をきたしている事案や、市場流通性の無い資材を用いるなど寸法・規格の確認が不十分であるため、資材確保に支障をきたしている事案が発生している。</p> <p>このため、円滑な事業執行に資するため、数量総括表の作成要領を定め、表示の統一や使用資機材の確認の徹底を図ることとした。</p> <p>2 対象業務</p> <p>福島県が実施する全ての土木設計業務に適用する。</p>	<p style="text-align: center;">福島県土木部数量総括表作成要領</p> <p style="text-align: center;">(制定平成 25 年 3 月 27 日技術管理課長通知、<u>平成 27 年 1 月 23 日最終改正</u>)</p> <p>1 背景と目的</p> <p>土木設計については、各種設計検討資料・図面・設計数量等を業務成果として求めているところであるが、設計数量のまとめ方については受託者・設計者によるバラツキが大きく、監督員による設計数量精査作業や工事発注作業に支障をきたしている。</p> <p>また、工種・工法を採用するにあたり、施工現場での適合性の確認が不十分であるため施工時に支障をきたしている事案や、市場流通性の無い資材を用いるなど寸法・規格の確認が不十分であるため、資材確保に支障をきたしている事案が発生している。</p> <p>このため、円滑な事業執行に資するため、数量総括表の作成要領を定め、表示の統一や使用資機材の確認の徹底を図ることとした。</p> <p>2 対象業務</p> <p>福島県が実施する全ての土木設計業務に適用する。</p>

福島県土木部数量総括表作成要領 新旧対照表

改正内容	新	旧
<p>3 作成要領</p> <p>(2) 適用する数量総括表を協議する旨改正</p>	<p>3 作成要領</p> <p>(1) 受注者は、福島県土木設計マニュアル（設計積算編）に基づき、数量計算書においては、「工事工種体系」を考慮した区分で数量を算出すること。</p> <div data-bbox="412 470 1457 751" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4-6 数量計算（標準）</p> <p>数量計算においては、「工事工種体系」を考慮した区分で数量を算出する。 ただし、工事工種体系が策定されていない工種等については、他の体系に準じて「工種（レベル2）」、「種別（レベル3）」、「細別（レベル4）」を設定すること。 注）「レベル○」は、工事工種体系における階層を示すものであり、詳細は「5-4 各種工事の積算」を参照。 福島県土木設計マニュアル(設計積算編)抜粋</p> </div> <p>(2) 数量総括様式は、福島県土木部技術管理課が定める「数量総括表」とする。 なお、<u>積算基準等の適用日により数量総括表が異なるため、適用する数量総括表について、監督員と協議する。</u></p> <p>(3) 数量総括表に記載する工種項目は、工種体系に沿って記載すること。なお、工種体系における階層（レベル）の定義は「別表1工種体系」のとおりとする。</p> <p>(4) 各行2段書きの内、当初設計成果は上段に記載すること。</p> <p>(5) 設計にあたって採用した施工機械の規格や、使用材料の規格等は、設計を構成する重要な要素であることから、規格等記入欄に必ず明記すること。</p> <p>(6) 土木工事標準積算基準に無い工種・工法を用いる必要がある場合には、当該工種・工法に係る歩掛・使用機械等の資料を収集し、施工可能であることを確認の上、該当規格等を記入すること。また、当該関係資料について提出すること。</p> <p>(7) 土木事業単価表並びに建築関係事業単価表に掲載されていない資材単価を用いる必要がある場合には、物価資料（建設物価、積算資料等）や見積書を収集し、資材が流通品として調達可能であることを確認すること。また、当該資料について提出すること。</p> <p>(8) 図面や土量配分表等数量計算書からだけでは数量を読み取れない項目については、設計数量の算出根拠欄に計算根拠を明記すること。</p> <p>(9) その他、「数量総括表作成上の注意点」を参照のこと。</p> <p>(10) 設計委託における数量総括表の作成は前項までとし、積算システムの条件値設定については、電算業務委託によることとする。</p>	<p>3 作成要領</p> <p>(1) 受注者は、福島県土木設計マニュアル（設計積算編）に基づき、数量計算書においては、「工事工種体系」を考慮した区分で数量を算出すること。</p> <div data-bbox="1721 470 2766 751" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4-6 数量計算（標準）</p> <p>数量計算においては、「工事工種体系」を考慮した区分で数量を算出する。 ただし、工事工種体系が策定されていない工種等については、他の体系に準じて「工種（レベル2）」、「種別（レベル3）」、「細別（レベル4）」を設定すること。 注）「レベル○」は、工事工種体系における階層を示すものであり、詳細は「5-4 各種工事の積算」を参照。 福島県土木設計マニュアル(設計積算編)抜粋</p> </div> <p>(2) 数量総括様式は、福島県土木部技術管理課が定める「数量総括表」とする。 なお、<u>施工パッケージ型積算方式を適用する工事に用いるものは、「数量総括表（施工パッケージ型積算方式対応）」とする。</u></p> <p>(3) 数量総括表に記載する工種項目は、工種体系に沿って記載すること。なお、工種体系における階層（レベル）の定義は「別表1工種体系」のとおりとする。</p> <p>(4) 各行2段書きの内、当初設計成果は上段に記載すること。</p> <p>(5) 設計にあたって採用した施工機械の規格や、使用材料の規格等は、設計を構成する重要な要素であることから、規格等記入欄に必ず明記すること。</p> <p>(6) 土木工事標準積算基準に無い工種・工法を用いる必要がある場合には、当該工種・工法に係る歩掛・使用機械等の資料を収集し、施工可能であることを確認の上、該当規格等を記入すること。また、当該関係資料について提出すること。</p> <p>(7) 土木事業単価表並びに建築関係事業単価表に掲載されていない資材単価を用いる必要がある場合には、物価資料（建設物価、積算資料等）や見積書を収集し、資材が流通品として調達可能であることを確認すること。また、当該資料について提出すること。</p> <p>(8) 図面や土量配分表等数量計算書からだけでは数量を読み取れない項目については、設計数量の算出根拠欄に計算根拠を明記すること。</p> <p>(9) その他、「数量総括表作成上の注意点」を参照のこと。</p> <p>(10) 設計委託における数量総括表の作成は前項までとし、積算システムの条件値設定については、電算業務委託によることとする。</p>

福島県土木部数量総括表作成要領 新旧対照表

改正内容	新	旧
<p>附則 要領の施行 日を追記</p>	<p>4 適用年月日 平成25年4月1日以降に起工する土木設計業務に適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年1月23日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、平成27年10月1日から施行する。</u></p>	<p>4 適用年月日 平成25年4月1日以降に起工する土木設計業務に適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年1月23日から施行する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>